

**企業会計基準適用指針公開草案第 71 号(企業会計基準適用指針第 31 号の改正案)**  
**「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」に対する意見**

**質問 2(投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問)**

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第 24-3 項)を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、レベル 3 に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意しない。

提案によると、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託はレベル1からレベル3のいずれにも含めないこととなるが、国際会計基準と異なる開示となり、財務諸表利用者にとって使用しづらいものとなる。

また、レベル3とは別に、基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について期首残高から期末残高への調整表の注記が求められているが、財務諸表作成者にとって過重な負担となる。

基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託もレベルごとの内訳に含めたうえで、含めた金額を注記すれば、情報の有用性は損なわれまいと考える。

**質問 6(適用時期等に関する質問)**

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

2021 年 4 月 1 日以後開始する年度における年度末からの適用を求める提案に同意しない。

基準価額を時価とみなす取扱いを適用する投資信託について期首残高から期末残高への調整表の注記が求められているが、準備に一定の時間を要するため、改正適用指針が公表された年度からの強制適用は尚早である。

また、これまで取得原価を貸借対照表価額としていた不動産投資信託など計上金額の変更が必要となる場合には、年度末からではなく期首からの適用が適当であると考えます。

以上の理由により、2022 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首からの適用としていただきたい。

質問 7(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

投資信託財産が非上場株式である投資信託の貸借対照表価額については、時価で計上する実務と取得原価で計上する実務の両方が存在しているので、不動産投資信託と同様に、時価で計上することが求められるかを明確にしていきたい。

以 上